

第2節 狂犬病予防

1. 狂犬病予防法及び三重県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、狂犬病発生防止に努めるとともに、関係市町の協力の下に畜犬の収容、放し飼い防止などの飼育指導を行い、畜犬による人畜その他の危害の発生防止に努めている。また、猫の収容もしている。

畜犬捕獲等業務

	畜犬捕獲及び収容頭数	返還頭数	咬傷犬届出件数	猫引取数
平成9年度	539	18	11	227
平成10 "	567	25	12	287
平成11 "	495	25	9	266
平成12 "	441	26	14	258
平成13 "	383	22	13	244

2. 動物の愛護及び管理に関する法律（平成12年12月1日に動物の保護及び管理に関する法律が一部改正）により動物取扱業は届出が必要になり、届出のあった施設の監視・指導を行っている。

動物取扱業営業届

	届出数
平成12年度	22
平成13年度	7